

新型コロナウイルス等の感染症を予防し、国民の生命や健康の維持・確保・増進を図るため、在日米軍への検疫法適用を明記する日米地位協定（注1）の改定を求める会長声明

第1 声明の趣旨

2021年12月17日、沖縄県の米軍キャンプ・ハンセン基地で新型コロナウイルスのクラスター発生が判明した以降、沖縄県における新型コロナウイルス感染者数の激増並びにその後の米軍基地が存する山口県及び隣接する広島県における同感染者数の激増という事態を踏まえ、新型コロナウイルス等の感染症の拡大を防止し、国民の生命や健康の維持・確保・増進を図る目的から、在日米軍への検疫法適用を日米地位協定に明記するよう改定を求める。

第2 声明の理由

1 新型コロナウイルス感染症に関する事実及び影響

(1) 2021年12月17日、沖縄県の在日米軍基地内の日本人従業員から新型コロナウイルスの新変異株（オミクロン株）が確認され、同基地において同ウイルスによるクラスターが発生したことが判明した。以降、沖縄県では同ウイルス感染が爆発的に増加するに至った。また、山口県では2021年12月末から2022年1月3日までの同ウイルスによる感染者の内、約7割が岩国市に集中し、同市内の感染者の内在日米軍岩国基地で就労した従業員や同市内飲食店の利用者の割合が4割以上に達した。更に、岩国市に隣接する広島県でも同ウイルスによる感染者が増加したため、2022年1月3日広島県知事は「岩国市との関連が疑われる」旨表明している。

(2) 在日米軍は、日本において緊急事態宣言が出されていた2021年9月、独自の判断で米国を出国する際の同感染者の検査を取り止めている。また、そもそも日本入国後の検査は実施していなかった。

(3) 日本政府は、2021年11月30日から全ての国と地域から外国人の新規入国を原則禁止する水際対策を実施していたものの、2021年12月17日沖縄県のキャンプ・ハンセン基地でクラスターが発生したことを確認するまでは、在日米軍の上記取扱いについて把握していなかった。

2 日米地位協定の問題点

(1) 上記のような事態に至った最大の原因は、日米地位協定に起因する。

すなわち、同協定9条では、米国は「軍隊の構成員、及び軍属並びのそれらの家族である者を日本に入れることができる」（1項）とし、「外国人の登録及び管

理に関する日本国の法令の適用から除外される」(2項)としているが、検疫に関しては特に規定を置かず、検疫法の適用を受けるか否かは判然としなかった。この点に関して、1996年(平成8年)12月2日の日米合同委員会(同協定25条に基づき設置)の合意により、同協定9条の解釈として、米国に提供された施設及び区域に係る港や飛行場を利用して日本に入国する場合は、その船舶及び航空機に関しては、米国の軍隊が実施する検疫手続きを採れば足りるとされ、実質上の日本国の検疫法の適用が除外されている。

また、外国軍用艦船等に関する検疫法特例8条では、外国の軍艦や軍用機内の検疫については日本の検疫が行われない場合の入国は認めないといった検疫法4条等の適用が排除されており(同特例5条では、在日米軍より検疫を受ける通知があった場合のみ検疫を受けることになっている。)、これが日米地位協定の実務として運用されてきている。

(2) こうした日米地位協定や日米合同委員会の取り決め等により、日本における検疫法に基づいた厳格な検疫を行わず、米国の対応(米国出国前、日本入国直後の検査さえ行われていない)に任せ切りにしたことより、新型コロナウイルスのクラスターが発生し、沖縄県民等のもとより広く日本国民の生命や健康が脅威に晒されるに至ったものである。

3 日米地位協定、社会権規約等に基づく要請

(1) 日米地位協定も、日本において「日本国の法令を尊重」する義務を米国軍人、軍属及びその家族に課しており(16条)、ここにいう日本国の法令には、検疫法などの公衆衛生の観点から感染症の予防に必要な措置を課することを目的としているものも含まれると解するのが相当である。そもそも在日米軍は、「日本国の安全に寄与すること」等を目的として日本国に駐留するものであり(日米安全保障条約6条1項)、同目的を達成するために出入国管理の規定の適用除外が認められているのであって、感染症予防といった公衆衛生実現のために求められる日本国における制約まで除外する権限を与えられているものではない。

そもそも、日本国憲法においては、国民の生命や健康、生存といった利益や価値を実現することを最大限尊重していること(13条、25条参照)からしても、こうした国民の生命や健康の維持・確保・増進を図ることを目的とする法令に関しては、米国軍人等であっても可及的に遵守しなければならないものと解される。

(2) また、日本及び米国は、国際人権規約として「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(通称「社会権規約」)を批准しており、同規約12条では、「この規約の締結国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」(1項)とし、「この規約の締結国が

1 項の権利の完全な実現を達成するためにとる措置」として、「伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧」も対象としている（2 項）ことから、同規約の趣旨からしても、米国軍人等に対して日本の検疫法を適用すべきである
と考える。

4 結論

以上のとおり、新型コロナウイルス等の感染症は今後も十分予想されるものであるところ、日本国民の生命や健康の維持・確保・増進の必要性より、日米両政府に対して、日米地位協定における日本の検疫法の適用がないという現状を早急に改善すべく、前述の日米合同委員会での合意を撤回して、日米地位協定に検疫法の適用を明記する改定を求めるものである。

2022年（令和4年）4月9日

長野県弁護士会

会 長 中 村 威 彦

注1 本声明において、「日米地位協定」とは、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」を指す。